



消費生活 サポーター通信

2019年度第3号

今月のテーマ

**強引な新聞購読
契約の勧誘に注意!**



事例



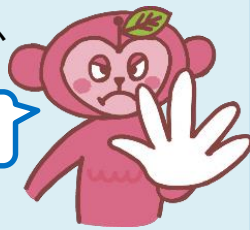
- 突然訪問した販売員に新聞購読を勧誘された。
- 断ったが「**1カ月**で良いから」「**米や油をあげる**」と何度も言って帰らないので仕方なく契約をした。
- 販売員が帰ったあと、契約書をよく見たら**契約期間が3カ月**になっていた。

アドバイス

- 訪問者が誰なのかを確認せずにドアを開けない。
インターホンやドア越しに業者名と用件を確認し、**必要がなければはっきりと断る。**

- 高額な景品は受け取らない。
景品につられて契約しない。

いりません!



国が定めた「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」に基づき、景品の上限額は購読料（最大6カ月分）の8%となっています。
解約時に「景品代を返せ」などと請求されるトラブルを防止する観点から、これを超える額の景品は受け取らないようにしましょう。

- 訪問販売の場合、契約書を受け取ってから**8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）**できます。

クーリング・オフについては青森県消費生活センターホームページ「消費生活の基礎知識」をご覧ください。
右のQRコードからホームページをご確認できます



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

いやや

2019年6月発行
青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
(Tel. Me)